

玄関先まで
伺います

安否確認を
行います

申込みが
必要です

ふ れ あ い 収 集

ふれあい収集とは

ごみ出しを自力で行うことが困難な高齢者や障害者（要件を満たした方）世帯を対象に一般ごみを週1回、職員が玄関先まで（粗大ごみは収集希望日）戸別回収に伺います。また、ご希望に応じて声かけを行い安否確認も行います。

（声かけに応答がない等、必要に応じて緊急連絡先へ連絡します。）

ご利用できる対象者と要件一覧

世帯全員が次の要件①～④のいずれかに該当する世帯

- ①介護保険法…要介護3以上
- ②身体障害者手帳…1級、2級
- ③療育手帳…A
- ④精神障害者保健福祉手帳…1級



（親族の協力が得られる方、病院に入院中、施設に入居中の方は対象外です）

※その他特別な事情により、ごみ出しが困難な方につきましては、貝塚市廃棄物対策課までお問い合わせ下さい。

詳しくは裏面をご覧ください



【お問い合わせ】貝塚市役所 廃棄物対策課 TEL072-433-7009

ごみ収集までの流れ

①申込書の提出

貝塚市ふれあい収集申込書兼受付票をご記入の上、添付書類（要件を確認できる書類のコピー）と一緒に貝塚市廃棄物対策課へご提出下さい。

（利用者本人以外による代理人申請も可能です）



②面談・決定通知

ご自宅に伺い面談、聞き取り確認を行います。

※書類上で要件を確認のうえ、申込者へ面談の日程調整連絡を行います。（代理人申込の場合、代理人は必ず立会いをお願いします）

後日、審査結果（利用可否）を郵送等で通知します。

（面談の結果ふれあい収集をご利用できない場合がございます）

③収集開始

一般ごみ

職員が可燃（燃える）ごみ、缶・びん、ペットボトル・プラスチック類、不燃（燃えない）ごみを週1回玄関先まで収集に伺います。

※一般ごみは指定袋にそれぞれ分別が必要です。

粗大ごみ

職員が面談で決められた日時に収集に伺います。

※声かけに応答がない等、必要に応じて緊急連絡先へ連絡します。（R6.4）

